物 品 売 買 契 約 書

売払人 上三川町水道事業（以下「甲」という。）と買受人　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第２条　甲は、その所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物 品 の 表 示 | 型　式 | 数量 | 備　考 |
|  |  |  |  |

（売買代金）

第３条　売買代金は　　　　　　　円　とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、契約保証金として　　　　　　　円　をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

２ 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、第１５条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の納入期限）

第５条　乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、一括して令和　　　　　年　　月　　日までに上三川町上下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第６条　契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の処分）

第７条　乙が、第５条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、町に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第８条　売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（名義変更手続き及びその費用）

第９条　乙は、前条の規定により売買物品の所有権が移転した後、速やかに甲に対し譲渡証明書等名義変更に必要な書類の交付を請求するものとする。

２ 乙は、甲から交付された譲渡証明書等により、遅滞なく名義変更手続きを行うものとする。この場合に必要な費用は、乙の負担とする。

（売買物品の引渡し）

第１０条　甲は、第９条の規定による名義変更手続きの完了が確認できたときは、遅滞なく、売買物品を現状のまま乙に引き渡すものとする。

２ 乙は、売買物品の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

（危険負担）

第１１条　この契約締結後、売買物品の引渡しまでにおいて、売買物品が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、乙の負担とする。

（担保責任）

第１２条　乙は、この契約締結後、売買物品に隠れた不具合等を発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（解 除）

第１３条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

（乙の原状回復義務等）

第１４条　乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物品を現状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が該当売買物品を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

（賠償責任）

第１５条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第１６条　乙は、第１３条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを甲に請求することができないものとする。

（返還金）

第１７条　甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利息を付さないものとする。

（契約の費用）

第１８条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第１９条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

年　　月　　日

売払人　甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地

上三川町水道事業

上三川町長　　星　野　光　利

買受人　乙　住所

氏名